

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月26日(月)14時00分から15時00分
2. 開催場所 向島公民館2階 大研修室
3. 出席委員 18人(委員総数19人)
会長 19番 土山 浩二
副会長 2番 金藤 祐治 8番 山田 清
委員 1番 米田 健一 3番 村上 智彦 4番 吉原 正紀
 5番 松森 智 6番 安井 常人 7番 上峠 数博
 9番 高本 博文 11番 中司 睦枝
 12番 大西 寛幸 13番 岡本 幸平 14番 原 弘子
 15番 片山 博 16番 高橋 泰登 17番 八津川 和司
 18番 檜原 生夫
4. 欠席委員 1人 10番 村上 正
5. 農地利用最適化推進委員の出席 16人(推進委員総数18人)
江良 宗人 中司 邦弘 笠井 博志 浅野 訓 杉谷 智章
上 清五郎 宮迫 徹也 林原 啓 奥本 浩己 宮地 眞良
松浦 徳和 村上 佐代子 藤岡 正宏 江田 敏道 佐々木 崇 植原 宗哉
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案(審議事項)
議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第57号 非農地証明申請について
議案第58号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付について
議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)
審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用配分計画(案)に対する意見について
 - 第3 議案(報告事項)
報告第41号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第42号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理について
報告第43号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
報告第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第45号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
 - 第4 その他
その他
7. 農業委員会事務局職員
事務局長 市川 昌志
事務局職員 宮崎 伸昭 胡本 尚子 小田 充彦
8. 農林水産課職員
職員 高橋 知佐子

9. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は7番・上峠数博委員、8番・山田清委員をお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、現在の出席委員は16名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第54号、84番から87番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号84番、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、御調町今田字原田の1筆、登記、現況地目ともに田で、面積は1,216㎡です。</p> <p>譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。</p> <p>譲受人の経営面積は5,913㎡で、下限面積の2,000㎡を充たしています。</p> <p>この申請については、10月7日、土山委員、上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>申請番号85番、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、向島町字定志和の1筆、登記、現況地目ともに畑で、面積は226㎡です。</p> <p>譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。</p> <p>譲受人の経営面積は2,759.76㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。</p> <p>この申請については、10月6日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>申請番号86番、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、瀬戸田町宮原字前大鳥居の2筆、登記、現況地目ともに畑で、面積は合わせて450㎡です。</p> <p>譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。</p> <p>譲受人の経営面積は6,259.50㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。</p> <p>この申請については、10月9日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>申請番号87番、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、瀬戸田町高根字浜新開の1筆、登記、現況地目ともに畑で、面積は502㎡です。</p> <p>譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。</p> <p>譲受人の経営面積は27,715.11㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。</p> <p>この申請については、10月9日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>調査担当委員から補足説明等があれば挙手のうえ発言してください。</p>

ございませんか。

(補足説明なし)

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号84番から87番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第55号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第55号、18番を議案書をもとに説明)

申請番号18番、所在は、因島大浜町神字長島1筆の一部、登記・現況地目ともに畑で、農振農用地区域外、522㎡のうち6.25㎡の転用事案です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は、墓地用地で墓石1基、法名碑1基です。

申請人は、亡き夫の菩提寺が遠方にあるため、近くで供養したいとのことで、居住地に近い自己所有農地の一部を転用して、墓石を設置したいというものです。

なお、本件は本年7月に転用済であり、申請に際しては顛末書が添付されております。

墓地埋葬法に基づく、墓地経営許可見込みです。

この申請については、10月8日、榎原委員、松浦推進員と事務局職員で現地調査を行い、転用について問題ないものと確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

調査担当委員から補足説明等があれば挙手のうえ発言してください。

(補足説明なし)

ございませんか。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号18番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第56号、144番から154番までを議案書をもとに説明)

申請番号144番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、栗原町字竹姥ケ迫の2筆、登記、現況地目ともに田で、農振農用地区域外、合計333㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

(なお、これ以降農業公共投資の対象となっていない小集団の農地である第2種農地は、「その他2種」と説明させていただきます。)

転用目的は、駐車場用地で、駐車場8区画が計画されています。

譲受人は、申請地を買い受けて、自家用及び貸駐車場として利用したいというものです。

この申請については、10月5日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号145番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、原田町小原字稲畑の3筆、登記・現況地目ともに畑が2筆、登記地目が畑、現況山林が1筆で、農振農用地区域外、合計362㎡の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル252枚、発電量49.5Kwが計画されています。

譲受人は、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。

この申請については、10月6日、金藤委員、浅野推進委員と事務局職員で、申請代理人立会のもと現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号146番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町大蔵字宮前の2筆、登記・現況地目ともに田で、農振農用地区域外、合計958㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル312枚、発電量49.5Kwが計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く太陽光発電による売電事業を営む法人です。

申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。

この申請については、10月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、申請代理人立会のもと現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号147番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、御調町中原字古戸の1筆、登記・現況地目ともに田で、農振農用地区域外、318㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、農地区分は、第1種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積104.13㎡、駐車場2区画が計画されています。

借受人は、現在借家住まいですが、この度、父名義の申請地を婚姻予定者との共有で借り受けて、住宅を新築したいというもので、他に適当な土地がなく、本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、10月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

なお、本件は、第1種農地にかかる転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号148番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、向東町字荒神堂の1筆、登記・現況地目ともに畑で、農振農用地区域外、72㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、駐車場用地で、駐車場3区画が計画されています。

申請地近隣に高齢の父が居住する譲受人の実家があり、デイサービス利用のための駐車場に苦慮していたため、申請地を買い受けて、来客用駐車場として利用したいというものです。

この申請については、10月6日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号149番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は、因島田熊町字扇新開の1筆、登記地目が畑・現況が畑と一部 雑種地で、農振地域外、442㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内（第1種住居地域）にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、駐車場で、来客用駐車場7区画です。

譲受人は申請地の隣地で、販売業を営んでおり、申請地を買い受けて来客用の駐車場として利用したいというものです。

なお、既に一部駐車場として転用済みであり、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号150番～152番の3件は、転用目的や転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、139番が地上権の設定であり、ほか2件は売買による所有権の移転です。

所在は、150番が因島田熊町字見取の3筆、登記、現況地目ともに畑が2筆、登記地目が原野、現況、畑が1筆の合計1,047㎡、

151番が因島田熊町字恪処の1筆、登記、現況地目ともに畑の697㎡、152番が因島三庄町字中小路の1筆、登記、現況地目ともに畑の1,302㎡すべて農振農用地区域外の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、すべて太陽光発電設備で、太陽光パネル252枚、発電量49.5Kwが計画されています。

譲受人及び借受人は、呉市に本店を置く太陽光発電による売電事業を営む法人です。

申請地を買い受け及び借り受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

ともに、再生可能エネルギー発電事業計画認定については、認定済みで、申請番号150番152番については、現在、事業者変更申請中です。

149番～152番の申請については、10月8日、村上委員、宮地推進委員と事務局職員で、うち150・151・152番については、申請代理人立会のもと現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号153番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島重井町字水通の1筆、登記・現況地目ともに畑で、農振農用地区域外、1,986㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、資材置場用地で、まさ土、砂、重機、トラック置場が計画されています。

譲受人は土木工事業を営んでおり、申請地を買い受けて、事業用の資材及び車両置場にしたいというものです。

この申請については、10月8日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号154番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、瀬戸田町垂水字天神東の1筆、登記・現況地目ともに畑で、農振農用地区域外、632㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル216枚、発電量49.5Kwが計画されています。
譲受人は、呉市に本店を置く太陽光発電による売電事業を営む法人です。申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。
再生可能エネルギー発電事業計画認定済みで、現在、事業者変更申請中です。
この申請については、10月9日、岡本委員、植原推進委員と事務局職員で、申請代理人立会のもと現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
調査担当委員から補足説明等があれば挙手のうえ発言してください。
ございませんか。
(補足説明なし)

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

中司委員

再生可能エネルギー発電事業計画が、認定済みであるが事業者変更申請中のものがあるが、誰が認定を受けていたものなのか。

事務局

認定は、大体は太陽光設備の設置業者が、業者名や個人名で、最初に認定を受けています。土地の所有者ではありません。新たな事業者が決まると、事業者変更手続きを行うことができます。

議長

よろしいでしょうか。

中司委員

はい。

議長

他に質疑はございますか。
(質疑なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。
申請番号144番から154番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。
なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。
また、申請番号147番につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議長

次に、議案第57号「非農地証明申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第57号、非農地証明申請について、ご説明いたします。
(議案第57号、48番から55番までを議案書をもとに説明)

48番、申請地は、栗原東二丁目の1筆、現況地目は雑種地、面積は、82㎡です。
本申請地は、時効取得により取得したものです。
利用状況は、昭和41年頃に駐車場にしてから、現在まで駐車場として利用しているものです。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、10月5日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、雑種地と判定されました。

49番、申請地は、桜町の2筆、現況地目は原野、面積は、合計241㎡です。
利用状況は、平成10年頃から耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し原野化している状態です。
農振地域外、第3種農地、市街化区域です。
この申請については、10月5日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野と判定されました。

50番、申請地は、美ノ郷町白江字竹田の1筆、現況地目は宅地、面積は、95㎡です。
申請地は、昭和28年頃から建物があり、現在は、昭和54年建ての倉庫が建っており宅地として利用されているものです。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、10月5日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地と判定されました。

51番、申請地は、西藤町字法寺の1筆、現況地目は宅地、面積は、152㎡です。
利用状況は、平成10年頃、住宅を増築してから宅地として利用しているものです。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、10月6日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地と判定されました。

52番、申請地は、御調町菅字四通路の1筆、現況地目は原野、面積は、883㎡です。
利用状況は、平成23年に父が亡くなり、以後担い手もなく竹木が繁茂している状態です。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。
この申請については、10月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野と判定されました。

53番、申請地は、因島土生町字江ノ内の1筆、現況地目は宅地、面積は、78㎡です。
利用状況は、昭和47年頃から、隣接宅地への進入路・駐車場として利用しているものです。
農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域の用途地域内です。
この申請については、10月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地と判定されました。

54番、申請地は、因島田熊町字恪処の1筆、現況地目は山林、面積は307㎡です。
利用状況は、平成12年頃から、耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し山林化している状態です。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。
この申請については、10月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林と判定されました。

55番、申請地は、因島原町字高浜の1筆、現況地目は宅地、面積は56㎡です。
利用状況は、昭和45年頃から、隣接宅地の敷地として一体で宅地利用しているものです。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。
この申請については、10月9日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地と判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長	<p>ただいま、事務局より説明が終わりました。 調査担当委員から補足説明等があれば挙手のうえ発言してください。 (補足説明なし)</p> <p>ございませんか。 これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号48番から55番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手を願います。 (挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第58号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご説明いたします。 (議案第58号、3番を議案書をもとに説明)</p> <p>この制度は、相続人が被相続人から農地を引き継いで農業経営を行う場合に、相続税の納付が猶予され、20年間農業経営を続けると納付が免除されるという制度です。 この制度の適用を受けるためには、農業委員会が交付する納税猶予に関する適格者証明書を税務署に提出し、手続きをする必要があります。 その適格者証明書を交付するための審査基準は、3条申請の場合と同じように、当該農地が農業を行える状況であるかどうかを判断し、行える状況であれば、証明書を交付するというものです。</p> <p>それでは、申請内容ですが、申請番号3番、申請地は西藤町及び高須町の計4筆、登記、現況地目ともに田が2筆、登記地目が田、現況畑が2筆、面積は合わせて2,535㎡です。 相続人は被相続人の子であり、相続税の納税猶予特例を受けるための申請です。 この申請については、10月6日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行い、適切な申請であることを確認しております。</p> <p>以上で議案第58号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明が終わりました。 調査担当委員から補足説明等があれば挙手のうえ発言してください。 (補足説明なし)</p> <p>ございませんか。 これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p>
片山委員	<p>相続税の納税猶予であるが、申請者は制度自体をよく把握して申請しているのか。</p>
事務局	<p>この納税猶予の証明申請を受ける際に、簡単ですが、ご説明をしております。 また、証明書をお渡しする時にも、改めてまして、ご案内するようにしたいと思います。</p>
片山委員	<p>耕作していないと、遡って税金がかかることを申請者は、理解しているのか。 新しい委員さんもいるので、担当地区で申請があった場合は、気を付けなければならない。</p>

事務局	<p>相続人の方には、証明書を渡すときに、改めて説明いたします。 税務署に行ったときは、税務署によく注意を受ける様に指導したいと思います。 委員の皆様には、改めて相続税・贈与税の納税猶予の制度について、資料をもって紹介させてほしいと考えています。</p>
議長	よろしいでしょうか。
片山委員	はい。
議長	ほかにございますか。
	(質疑なし)
	<p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号3番は、原案のとおり証明書を交付することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	(挙手多数)
	挙手多数ですので、本件は、原案のとおり証明書を交付することに決しました。
議長	<p>次に、議案第59号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理機構分）について、ご説明いたします。 (議案第59号、196番から203番を議案書をもとに説明)</p>
	<p>196番、土地の所在は御調町津蟹字能万田、地目は、現況登記ともに田、面積は1,322㎡他2筆で、合計面積は3,337㎡です。 権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は水稲です。 契約期間は令和2年10月31日から令和12年12月31日です。</p>
	<p>197番、土地の所在は向島町字稲積新開、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,314㎡です。 権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は野菜です。 契約期間は令和2年10月31日から令和12年12月31日です。</p>
	<p>198番、土地の所在は向島町字稲積新開、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,250㎡他3筆で、合計面積は5,407㎡です。 権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は野菜です。 契約期間は令和2年10月31日から令和12年12月31日です。</p>
	<p>199番、土地の所在は向島町字稲積新開、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,389㎡です。 権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は野菜です。 契約期間は令和2年10月31日から令和12年12月31日です。</p>
	<p>200番、土地の所在は向島町字稲積新開、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,912㎡のうち1,000㎡です。 権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は野菜です。 契約期間は令和2年10月31日から令和12年12月31日です。</p>

201番、土地の所在は向島町字稲積新開、地目は、現況登記ともに畑、面積は330㎡です。
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は野菜です。
契約期間は令和2年10月31日から令和12年12月31日です。

202番、土地の所在は向島町字稲積新開、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,050㎡のうち730㎡です。
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は野菜です。
契約期間は令和2年10月31日から令和12年12月31日です。

203番、土地の所在は向島町字稲積新開、地目は、現況登記ともに畑、面積は987㎡です。
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は野菜です。
契約期間は令和2年10月31日から令和12年12月31日です。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号196番から203番は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課職員

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について、貴会の意見を求めます。

それでは、農用地利用配分計画の資料をご覧ください。

(議案書資料をもとに説明)

今回は2件13筆の農用地利用配分計画(案)について意見を求めます。

本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。

申請の1件目について、番号1～3番、御調町津蟹字能万田の合計3筆、3,337㎡についてです。農地中間管理機構から転貸後は、法人の水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和12年12月31日までです。

申請の2件目について、番号4～13番、向島町稲積新開の合計10筆、合計11,157㎡についてです。農地中間管理機構から転貸後は、法人の野菜の生産用地として使用されます。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。
農地利用配分計画（案）については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。

議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第41号から第45号までを一括して審査を行います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

（質問、意見なし）

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

議 長

次に、その他に入ります。

まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

報告事案等がある地区は挙手のうえ報告してください。

各委員

（第5地区・第7地区から報告をあり）

議 長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

（その他・連絡事項について説明）

議 長

ただいまの事務局の説明について、農業委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局

（質疑応答）

議 長

それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。

本日はご苦労様でした。